学校旅行総合保険
普通保険約款および特約

ご契約された学校旅行総合保険に適用される保険約款および特約は次のとおりとなっております。補償項目については、保険契約証または保険証券、ならびに下記適用条件をご覧になりご確認ください。

補償項目			適用される保険約款	保険金額欄に記入のない場合適用となる特約
旅行参加者補償条項	傷害	死亡・後遺障害 入院特別 治療費用	学校旅行総合保険普通保険約款	傷害補償対象外特約
	海外疾病死亡			海外疾病死亡危険補償対象外特約
	海外疾病治療費用			海外疾病治療費用補償対象外特約
	個人賠償責任			個人賠償責任補償対象外特約
	救援者費用等			救援者費用等補償対象外特約
学校補償条項	学校緊急対応費用			学校緊急対応費用補償対象外特約
	賠償責任			賠償責任補償対象外特約
	弔慰費用			弔慰費用補償対象外特約

（注 1）旅行先が国内の場合には、「感染症追加補償特約」が自動的に適用されます。
（注 2）旅行先が海外の場合には、「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」および「感染症追加補償特約」が自動的に適用されます。
（注 3）共同保険契約である場合には、「共同保険に関する特約」が適用されます。
（注 4）保険料を前払式支払手段にてお支払いただく場合には、「前払式支払手段による保険料支払に関する特約」が適用されます。

目次

学校旅行総合保険普通保険約款 2
　第１章　用語の定義条項 2
　第２章　旅行参加者補償条項 3
　第３章　学校補償条項 30
　第４章　基本条項 43
共同保険に関する特約 59
傷害補償対象外特約 60
海外疾病死亡危険補償対象外特約 61
海外疾病治療費用補償対象外特約 62
個人賠償責任補償対象外特約 63
救援者費用等補償対象外特約 64
学校緊急対応費用補償対象外特約 65
賠償責任補償対象外特約 66
弔慰費用補償対象外特約 67
海外旅行における支払責任の拡大に関する特約 68
感染症追加補償特約 70
前払式支払手段による保険料支払に関する特約 71

学校旅行総合保険普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者または旅行参加者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者または旅行参加者が医師である場合は、被保険者または旅行参加者以外の医師をいいます。
海外旅行	旅行の目的地が日本国内のみのもの以外の旅行をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
国内旅行	旅行の目的地が日本国内のみの旅行をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
書面等	書面または情報処理機器等の通信手段をいいます。
責任期間	①　第２章旅行参加者補償条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 ②　第３章学校補償条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

損害等	当会社が保険金を支払うべき、傷害、疾病または損害等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
旅行	学校の教育活動の一環として実施される修学旅行、遠足、林間学校および臨海学校等の旅行のうち保険証券に記載されたものをいいます。
旅行参加者	保険証券記載の旅行に参加する者をいいます。

第２章　旅行参加者補償条項

第１節　傷害補償条項

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、国内旅行の場合において、被保険者（注１）が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故（注２）によってその身体に被った傷害に対して、この節および第４章基本条項の規定に従い保険金（注３）を支払います。

（２）当会社は、海外旅行の場合において、被保険者が責任期間中に事故によってその身体に被った傷害に対して、この節および第４章基本条項の規定に従い保険金（注４）を支払います。

（３）（１）および（２）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注５）を含みます。

（注１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
（注２）この節において以下「事故」といいます。
（注３）死亡保険金、後遺障害保険金および入院特別保険金をいいます。
（注４）死亡保険金、後遺障害保険金および治療費用保険金をいいます。
（注５）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者の故意または重大な過失

② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

③ ①または②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車等を運転している間

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

⑩ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪ ⑨および⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（２）当会社は、被保険者が頸部症候群（注５）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注１）運転する地における法令によるものをいいます。

（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（**注５**）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払いません。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第５条（死亡保険金の支払）

当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額（注１）の全額（注２）を死亡保険金としてその被保険者の法定相続人に支払います。

（**注１**）保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。この節において以下同様とします。

（**注２**）その被保険者について、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

第６条（後遺障害保険金の支払）

（１）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（注）が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

死亡・後遺障害保険金額	×	別表１に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	＝	後遺障害保険金の額

（２）（１）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（１）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（３）別表１の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（４）同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表１の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表１の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あ

るときは、重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対する保険金支払割合

③　①および②以外の場合で、別表１の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④　①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

（注）治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。この節において以下同様とします。

第７条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、前条の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額の50％に相当する額を追加してその被保険者に支払います。

第８条（入院特別保険金の支払）

（１）当会社は、国内旅行の場合において、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（１）の傷害を被り、その直接の結果として入院したときは、その入院期間に対し、次の区分に従って入院特別保険金をその被保険者に支払います。

①	入院期間６か月以上の場合	10万円
②	入院期間３か月以上６か月未満の場合	５万円
③	入院期間１週間以上３か月未満の場合	３万円
④	入院期間１週間未満の場合	１万円

（２）（１）の入院期間には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（３）被保険者が入院期間中にさらに入院特別保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院特別保険金を支払いません。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第９条（治療費用保険金の支払）

（１）当会社は、海外旅行の場合において、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（２）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要したときは、次に掲げる金額を治療費

用保険金としてその被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

ア．医師の診察費、処置費および手術費

イ．医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ウ．Ｘ線検査費、諸検査費および手術室費

エ．職業看護師（注１）費。ただし、謝金および礼金は含みません。

オ．病院または診療所へ入院した場合の入院費

カ．入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注２）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注２）で静養するときの宿泊施設（注２）の客室料

キ．救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費

ク．入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注３）。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に支出した金額。ただし、１事故に基づく傷害について①の金額の10％に相当する金額または20万円のうちいずれか低い金額を限度とします。

ア．入院のための交通費

イ．治療のために必要な通訳雇入費

ウ．国際電話料等通信費

エ．入院に必要な身の回り品購入費（注４）

（２）（１）の治療費用保険金の支払は、１事故に基づく傷害について保険証券に記載されたその被保険者の治療費用保険金額をもって限度とします。

（３）（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が（１）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

（１）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注１）被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（**注２**）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
（**注３**）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。
（**注４**）３万円を限度とします。

第10条（保険金の削減）

当会社は、被保険者が別表２に掲げる運動等を行っている間に被った第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の傷害に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていない場合は、次の割合により保険金を削減して支払います。ただし、保険金を削減して支払うのはその被保険者の被った傷害に限ります。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じて別表２に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）}}$$

（**注**）別表２に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第11条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、第７条（後遺障害保険金の追加支払）の規定に基づいて支払う保険金の額には、この規定は適用しません。

第12条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の傷害によって死亡したものと推定します。

第13条（他の傷害または疾病の影響）

（１）この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって保険金を支払うべき傷害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第14条（事故の通知）

（１）被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次の事項を履行しなければな

りません。

① 事故発生の状況および傷害の程度をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

③ 第９条（治療費用保険金の支払）（１）の治療を要する場合は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（１）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（３）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）もしくは（２）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第15条（保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 入院特別保険金については､被保険者が被った第２条(保険金を支払う場合)(１)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて６か月を経過した時のいずれか早い時

④ 治療費用保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

（２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

① 死亡保険金請求の場合

ア．保険金請求書

イ．当会社の定める傷害状況報告書

ウ．公の機関（注）の事故証明書

エ．死亡診断書または死体検案書

オ．被保険者の戸籍謄本
カ．被保険者の法定相続人の戸籍謄本
キ．被保険者の法定相続人の印鑑証明書
ク．その他当会社が第102条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

② 後遺障害保険金請求の場合
ア．保険金請求書
イ．当会社の定める傷害状況報告書
ウ．公の機関（注）の事故証明書
エ．後遺障害の程度を証明する医師の診断書
オ．被保険者の印鑑証明書
カ．その他当会社が第102条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

③ 入院特別保険金請求の場合
ア．保険金請求書
イ．当会社の定める傷害状況報告書
ウ．公の機関（注）の事故証明書
エ．傷害の程度を証明する医師の診断書
オ．入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
カ．被保険者の印鑑証明書
キ．その他当会社が第102条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

④ 治療費用保険金請求の場合
ア．保険金請求書
イ．当会社の定める傷害状況報告書
ウ．公の機関（注）の事故証明書
エ．傷害の程度を証明する医師の診断書
オ．第９条（治療費用保険金の支払）（１）の費用の支払を証明する領収書
カ．被保険者の印鑑証明書
キ．その他当会社が第102条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

（注）学校を含みます。やむを得ない場合には、第三者とします。

第16条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第14条（事故の通知）の規定による通知または前条および第101条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（**注１**）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。 （**注２**）収入の喪失を含みません。

第17条（代位）

（１）当会社が死亡保険金、後遺障害保険金または入院特別保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

（２）第９条（治療費用保険金の支払）（１）①および②の費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を治療費用保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（３）（２）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（４）保険契約者、被保険者および治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（２）または（３）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第２節　海外疾病死亡危険補償条項

第18条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、海外旅行の場合において、被保険者（注１）が疾病（注２）によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合は、この節および第４章基本条項の規定に従い疾病死亡保険金を支払います。

① 責任期間中に死亡した場合

② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。

ア．責任期間中に発病（注3）した疾病

イ．責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。

③ 責任期間中に感染した別表３に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

（２）（１）の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

① 当会社が第１節傷害補償条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病

② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

③ 歯科疾病

（注１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。

（注２）妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節において以下同様とします。

（注３）医師の診断による発病をいいます。この節において以下同様とします。

第19条（疾病死亡保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の疾病死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、疾病死亡保険金を支払わないのはその被保険者の疾病死亡に限ります。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）

⑤ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（**注２**）使用済燃料を含みます。
（**注３**）原子核分裂生成物を含みます。

第20条（疾病死亡保険金の支払）

当会社は、被保険者が第18条（保険金を支払う場合）（１）に該当した場合は、保険証券に記載されたその被保険者の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金としてその被保険者の法定相続人に支払います。

第21条（疾病死亡の通知）

（１）被保険者が第18条（保険金を支払う場合）（１）の疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、死亡した日からその日を含めて30日以内に疾病の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（２）保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病死亡保険金を支払います。

第22条（疾病死亡保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 死亡診断書または死体検案書
③ 被保険者の戸籍謄本
④ 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
⑤ 被保険者の法定相続人の印鑑証明書
⑥ その他当会社が第102条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）第18条（保険金を支払う場合）（１）②に定める死亡の場合には、（２）に掲げる書類のほか、死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを証明する医師の診断書を提出しなければなりません。

（４）疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）および（３）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑

証明書を提出しなければなりません。

第23条（当会社の指定する医師が作成した死体検案書の要求）

（１）当会社は、第21条（疾病死亡の通知）の規定による通知または前条および第101条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注２）収入の喪失を含みません。

第24条（代位）

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第３節　海外疾病治療費用補償条項

第25条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、海外旅行の場合において、被保険者（注１）が次のいずれかに該当した場合は、この節および第４章基本条項の規定に従い疾病治療費用保険金を支払います。

①　次に掲げる疾病（注２）のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合

ア．責任期間中に発病（注３）した疾病

イ．責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。

②　責任期間中に感染した別表３に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合

（２）（１）の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

①　当会社が第１節傷害補償条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病

②　妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

③　歯科疾病

（注１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
（注２）妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節において以下同様とします。
（注３）医師の診断による発病をいいます。この節において以下同様とします。

第26条（疾病治療費用保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病治療費用保険金の一部の受取人である場合には、疾病治療費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、疾病治療費用保険金を支払わないのはその被保険者の被った疾病に限ります。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）

⑤ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

（２）当会社は、被保険者が頸部症候群（注４）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用保険金を支払いません。

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。
（注４）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第27条（疾病治療費用保険金の支払）

当会社は、被保険者が第25条（保険金を支払う場合）（１）に該当した場合は、次に掲げる金額を、疾病治療費用保険金としてその被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日（注１）からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

ア．医師の診察費、処置費および手術費

イ．医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ウ．Ｘ線検査費、諸検査費および手術室費

エ．職業看護師（注２）費。ただし、謝金および礼金は含みません。

オ．病院または診療所へ入院した場合の入院費

カ．入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、

宿泊施設（注3）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注3）で静養するときの宿泊施設（注3）の客室料

キ．救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費

ク．病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注4）。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に支出した金額。ただし、１疾病（注5）について①の金額の10％に相当する金額または20万円のうちいずれか低い金額を限度とします。

ア．入院のための交通費

イ．治療のために必要な通訳雇入費

ウ．国際電話料等通信費

エ．入院に必要な身の回り品購入費（注6）

（注１）合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
（注２）医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
（注３）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
（注４）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。
（注５）合併症および続発症を含みます。
（注６）３万円を限度とします。

第28条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき疾病治療費用保険金の額は、１疾病（注）について保険証券に記載されたその被保険者の疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

（注）合併症および続発症を含みます。

第29条（他の傷害または疾病の影響）

（１）この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって疾病治療費用保険金を支払うべき疾病の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第25条（保険金を支払う場合）（１）の疾病が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第30条（発病の通知）

（１）被保険者が発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（２）（１）の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（３）保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、（１）および（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（４）保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）、（２）もしくは（３）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

> **（注）**既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第31条（疾病治療費用保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日（注）からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が疾病治療費用保険金の支払を請求する場合は、次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書

③ 第27条（疾病治療費用保険金の支払）の費用の支払を証明する領収書

④ 被保険者の印鑑証明書

⑤ その他当会社が第102条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者が疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

（注）合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第30条（発病の通知）の規定による通知または前条および第101条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注２）収入の喪失を含みません。

第33条（他の保険契約等がある場合の疾病治療費用保険金の支払額）

第27条（疾病治療費用保険金の支払）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第27条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第34条（代位）

（１）第27条（疾病治療費用保険金の支払）①および②の費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を疾病治療費用保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当

会社の負担とします。

第４節　個人賠償責任補償条項

第35条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者が、責任期間中に生じた偶然な事故（注１）により、他人の身体の障害（注２）または財物の損壊（注３）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この節および第４章基本条項の規定に従い個人賠償責任保険金を支払います。

（２）（１）における被保険者は、保険証券記載の被保険者をいいます。ただし、保険証券記載の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者またはその他の法定の監督義務者を被保険者とします。以下この節において同様とします。

（注１）この節において以下「事故」といいます。
（注２）この節においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
（注３）この節においては、財物の滅失、損傷または汚損をいいます。

第36条（個人賠償責任保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

①　保険契約者または被保険者の故意

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）

③　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④　②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。

第37条（個人賠償責任保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

①　被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

②　専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③　被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者は除きます。

④　被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑤　被保険者と同居する親族（注1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任

⑥　被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払います。

ア．宿泊施設（注2）の客室（注3）に与えた損害

イ．賃貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害

⑦　被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧　被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨　航空機、船舶（注4）、車両（注5）もしくは銃器（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注１）旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
（注２）ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。
（注３）客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
（注４）原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
（注５）原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
（注６）空気銃を除きます。

第38条（個人賠償責任保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、個人賠償責任保険金を支払いません。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第39条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

①　被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金

②　第35条（保険金を支払う場合）（１）の事故が発生した場合において、被保険者が第42条（事故の発生）（１）②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用

③　②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面等による同意を得た費用

④　被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

⑤　第43条（当会社による解決）（１）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第40条（個人賠償責任保険金の支払額）

当会社が支払うべき個人賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

①　１回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、１回の事故につき、個人賠償責任保険金額（注）を支払の限度とします。

②　前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、１回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が個人賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条④の費用} \times \frac{\text{個人賠償責任保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金}}$$

（注）保険証券に記載されたその被保険者の個人賠償責任保険金額をいいます。この節において以下同様とします。

第41条（他の保険契約等がある場合の個人賠償責任保険金の支払額）

（１）第35条（保険金を支払う場合）（１）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を個人賠償責任保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
　この保険契約の支払責任額

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
　損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（２）（１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第42条（事故の発生）

（１）第35条（保険金を支払う場合）（１）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面等による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 第三者から損害の賠償を受ける（注1）ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないっさいの手段を講ずること。

③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

（2）（1）①の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（3）保険契約者または被保険者は、（1）①および（2）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）から（3）までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて個人賠償責任保険金を支払います。

① （1）①もしくは④、（2）もしくは（3）に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額

② （1）②に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額ならびに損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額

③ （1）③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第43条（当会社による解決）

（1）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて個人賠償責任保険金を支払います。

第44条（個人賠償責任保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）個人賠償責任保険金の請求書類は、次に掲げる書類とします。

① 保険金請求書

② 当会社の定める事故状況報告書

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

④ 損害を証明する書類

⑤ 個人賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）

⑥ その他当会社が第102条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）個人賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第45条（先取特権）

（１）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する個人賠償責任保険金請求権（注１）について先取特権を有します。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、個人賠償責任保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注２）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に個人賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注３）

（３）個人賠償責任保険金請求権（注１）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、個人賠償責任保険金請求権（注１）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して個人賠償責任保険金の支払を請求することができる場合

を除きます。

（注１）第39条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する個人賠償責任保険金請求権を除きます。
（注２）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注３）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第46条（代位）

（１）第35条（保険金を支払う場合）（１）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して個人賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を個人賠償責任保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、個人賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第５節　救援者費用等補償条項

第47条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者（注1）が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した費用を、この節および第４章基本条項の規定に従い、救援者費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（注2）によって被保険者の生死が確認できない場合または被保険者の緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合

② 責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

③ 疾病（注3）を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病（注4）した疾病を直接の原因として責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

（２）（１）②の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注５）を含みます。

（注１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
（注２）この節において以下「事故」といいます。
（注３）妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。この節において以下同様とします。
（注４）医師の診断による発病をいいます。この節において以下同様とします。
（注５）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第48条（費用の範囲）

前条（１）の費用とは、保険契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した次に掲げるものをいいます。

①　捜索救助費用

前条（１）①から③までのいずれかに該当した被保険者を捜索（注１）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

②　親族現地急行費用

被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地（注２）へ赴く救援者（注３）にかかる次の費用をいい、被保険者１名につき救援者２名分を限度とします。ただし、前条（１）①の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

ア．交通費（注４）

イ．宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における宿泊施設（注５）の客室料をいい、救援者１名につき14日分を限度とします。

ウ．渡航手続費（注６）

③　国内連絡場所訪問費用

国内連絡場所（注７）を訪問する被保険者の法定相続人（注３）にかかる次の費用をいい、被保険者１名につき訪問者（注８）２名分を限度とします。

ア．交通費（注９）

イ．宿泊施設の客室料

国内連絡場所および国内連絡場所までの行程における宿泊施設の客室料をいい、訪問者１名につき14日分を限度とします。

④　移送費用

死亡した被保険者を現地からその被保険者の住居に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地からその被保険者の住居へ移転するために要した移転費（注10）をいいます。ただし、これにより負担を免れるその被保険者の帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤　帰宅費用

前条（１）①から③までに該当し予定された交通機関を使用することができなくなった被保険者（ただし、④に該当する場合の被保険者を除きます。）が、その被保険者の住居へ帰宅するために追加して支払った運賃をいいます。

⑥　諸雑費

救援者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、被保険者の遺体処理費等をいい、被保険者１名につき国内旅行の場合は３万円、海外旅行の場合は20万円をそれぞれ限度とします。

（注１）捜索、救助または移送をいいます。この節において以下同様とします。
（注２）事故発生地またはその被保険者の収容地をいいます。この節において以下同様とします。
（注３）その被保険者の法定相続人をいい、その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。この節において以下同様とします。
（注４）現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の１往復分の交通費をいいます。
（注５）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
（注６）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
（注７）学校の指定する日本国内における応対施設または学校施設で、現地以外の場所における施設をいいます。この節において以下同様とします。
（注８）国内連絡場所を訪問する被保険者の法定相続人をいいます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。
（注９）国内連絡場所までの汽車、電車、船舶、航空機等の１往復分の交通費をいいます。
（注10）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

第49条（救援者費用保険金を支払わない場合－その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第47条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

①　保険契約者の故意または重大な過失

②　被保険者の故意または重大な過失。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその被保険者に関する費用に限ります。

③　①または②に規定する者以外の救援者費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

④　被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその被保険者に関する費用に限ります。

⑤　被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、救援者費用保険金

を支払わないのはその被保険者に関する費用に限ります。

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車等を運転している間

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

⑦　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧　⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨　⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（２）当会社は、被保険者が頸部症候群（注５）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第47条（保険金を支払う場合）（１）②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救援者費用保険金を支払いません。

（注１）運転する地における法令によるものをいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。
（注５）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第50条（救援者費用保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が第47条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しても、救援者費用保険金を支払いません。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第51条（救援者費用保険金の支払）

当会社は、第48条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ救援者費用保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

第52条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき救援者費用保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載されたその被保険者の救援者費用保険金額をもって限度とします。

第53条（救援者費用保険金の削減）

被保険者が別表２に定める運動等を行っている間に第47条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていない場合は、当会社は、次の算式によって算出した割合により救援者費用保険金を削減して支払います。ただし、救援者費用保険金を削減して支払うのはその被保険者に関する費用に限ります。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じて別表２に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）}}$$

（注）別表２に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第54条（事故の通知）

（１）被保険者に第47条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかの事由が生じた場合は、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者は、同条（１）①から③までに掲げる事由が生じた日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

①　第47条（１）①の場合は、事故発生の状況

②　第47条（１）②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

③　第47条（１）③の場合は、疾病の発病の状況および経過

（２）（１）の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（３）保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者は、（１）および（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（４）保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）、（２）または（３）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて救援者費用保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第55条（救援者費用保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保

険者またはその被保険者の法定相続人が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が救援者費用保険金の支払を請求する場合は、次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 当会社の定める事故状況報告書
③ 公の機関（注）の事故証明書
④ 傷害により死亡しまたは治療を受けたことを証明する書類
⑤ 疾病により死亡しまたは治療を受けたことを証明する書類
⑥ 救援者費用保険金の支払を請求する第48条（費用の範囲）①から⑥までの費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書および支出を証明する書類
⑦ 被保険者の印鑑証明書
⑧ その他当会社が第102条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、救援者費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

（**注**）学校を含みます。やむを得ない場合には、第三者とします。

第56条（他の保険契約等がある場合の救援者費用保険金の支払額）

第47条（保険金を支払う場合）（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第48条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を救援者費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第48条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第57条（代位）

（１）第48条（費用の範囲）の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して救援者費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を救援者費用保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
② ①以外の場合
保険契約者、被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、救援者費

用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および救援者費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第３章　学校補償条項

第１節　学校緊急対応費用補償条項

第58条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者（注１）が負担した費用を、この節および第４章基本条項の規定に従い学校緊急対応費用保険金として支払います。

①　責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（注２）によって旅行参加者の生死が確認できない場合または旅行参加者の緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合

②　責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

③　疾病（注３）を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病（注４）した疾病を直接の原因として責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

（２）（１）②の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注５）を含みます。

（注１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
（注２）この節において以下「事故」といいます。
（注３）妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。この節において以下同様とします。
（注４）医師の診断による発病をいいます。この節において以下同様とします。
（注５）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第59条（費用の範囲）

前条の費用とは、被保険者が負担した次に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

被災者（注1）を捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 教職員・親族等派遣費用

被保険者が、教職員・親族等（注2）を現地（注3）に派遣した場合の次の費用をいいます。ただし、前条（１）①の場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く教職員・親族等にかかる費用は除きます。

ア．交通費（注4）

イ．宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における宿泊施設（注5）の客室料をいいます。

ウ．渡航手続費（注6）

③ 応対施設借上費用

被保険者が被災者の法定相続人等と応対した場合のホテル、事務所等の応対施設借上費用をいいます。

④ 移送費用

死亡した被災者を現地からその被災者の住居に移送するために要した遺体輸送費または治療を継続中の被災者を現地からその被災者の住居へ移転するために要した移転費（注7）をいいます。ただし、これにより負担を免れるその被災者の帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 葬儀費用

死亡した被災者の葬儀を被保険者が営むため支出した葬儀費用をいいます。

⑥ 諸雑費

現地における教職員・親族等の交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、被災者の遺体処理費等をいい、国内旅行の場合は３万円、海外旅行の場合は20万円にそれぞれ被災者数を乗じた額をもって限度とします。

（注１）前条（１）①から③までのいずれかに該当した旅行参加者をいいます。この節において以下同様とします。

（注２）教職員または被災者の法定相続人をいい、その代理人を含みます。この節において以下同様とします。

（注３）事故発生地、その被災者の収容地または応対施設の所在地をいいます。この節において以下同様とします。

（注４）現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。

（注５）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。この節において以下同様とします。

（注６）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

（注７）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

第60条（学校緊急対応費用保険金を支払わない場合－その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被災者が第58条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② 被災者の故意または重大な過失。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。

③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。

④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車等を運転している間

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

⑥ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑤および⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（２）当会社は、被災者が頸（けい）部症候群（注５）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第58条（保険金を支払う場合）（１）②または③に掲げる場合に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

（注１）運転する地における法令によるものをいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。
（注５）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第61条（学校緊急対応費用保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって被災者

が第58条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対しても、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第62条（学校緊急対応費用保険金の支払）

当会社は、第59条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ学校緊急対応費用保険金を支払います。ただし、被保険者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

第63条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき学校緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された学校緊急対応費用保険金額をもって限度とします。

第64条（学校緊急対応費用保険金の削減）

被災者が別表２に定める運動等を行っている間に第58条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていない場合は、当会社は、次の算式によって算出した割合により学校緊急対応費用保険金を削減して支払います。ただし、学校緊急対応費用保険金を削減して支払うのはその被災者に関する費用に限ります。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じて別表２に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）}}$$

（注）別表２に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第65条（事故の通知）

（１）被災者に第58条（保険金を支払う場合）（１）①から③までのいずれかの事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、同条（１）①から③までに掲げる事由が生じた日からその日を含めて30日以内に次の事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第58条（１）①の場合は、事故発生の状況

② 第58条（１）②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

③ 第58条（１）③の場合は、疾病の発病の状況および経過

（２）（１）の場合において、保険契約者、被保険者または学校緊急対応費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知

しなければなりません。

（３）保険契約者、被保険者または学校緊急対応費用保険金を受け取るべき者は、（１）および（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（４）保険契約者、被保険者または学校緊急対応費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（１）、（２）または（３）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて学校緊急対応費用保険金を支払います。

> **（注）**既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第66条（学校緊急対応費用保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が学校緊急対応費用保険金の支払を請求する場合は、次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 公の機関（注）の事故証明書
⑤ 傷害により死亡しまたは治療を受けたことを証明する書類
⑥ 疾病により死亡しまたは治療を受けたことを証明する書類
⑦ 学校緊急対応費用保険金の支払を受けようとする第59条（費用の範囲）①から⑥までの費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書および支出を証明する書類
⑧ その他当会社が第102条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者が、学校緊急対応費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

> **（注）**やむを得ない場合には、第三者とします。

第67条（他の保険契約等がある場合の学校緊急対応費用保険金の支払額）

第58条（保険金を支払う場合）（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第59条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を学校緊急対応費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第59条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第68条（代位）

（１）第59条（費用の範囲）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して学校緊急対応費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を学校緊急対応費用保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から学校緊急対応費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第２節　賠償責任補償条項

第69条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者（注１）が、旅行の実施に起因して責任期間中に生じた偶然な事故（注２）による、他人の身体の障害（注３）または財物の損壊（注４）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この節および第４章基本条項の規定に従い賠償責任保険金を支払います。

（注１）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
（注２）この節において以下「事故」といいます。
（注３）この節においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
（注４）この節においては、滅失、損傷または汚損をいいます。

第70条（賠償責任保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の

事変または暴動（注１）

③　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④　②および③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。

第71条（賠償責任保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

①　被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任

②　被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

③　被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

④　航空機、船舶・車両（注１）もしくは銃器（注２）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注１）原動力が専ら人力であるものを除きます。
（注２）空気銃を除きます。

第72条（賠償責任保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、賠償責任保険金を支払いません。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第73条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

①　被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金

②　第69条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第76条（事故の発生）（１）②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用

③　②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面等による同意を得た費用

④　被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

⑤　第77条（当会社による解決）（１）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第74条（賠償責任保険金の支払額）

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

①　１回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、１回の事故につき、賠償責任保険金額(注)を支払の限度とします。

②　前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、１回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条④の費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金}}$$

（注）保険証券に記載された賠償責任保険金額をいいます。この節において以下同様とします。

第75条（他の保険契約等がある場合の賠償責任保険金の支払額）

（１）第69条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
　この保険契約の支払責任額

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
　損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（２）（１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第76条（事故の発生）

（１）第69条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面等による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 第三者から損害の賠償を受ける（注1）ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないっさいの手段を講ずること。

③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

（2）（1）①の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（3）保険契約者または被保険者は、（1）①および（2）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）から（3）までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

① （1）①もしくは④、（2）もしくは（3）に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額

② （1）②に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額ならびに損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額

③ （1）③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第77条（当会社による解決）

（1）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第78条（賠償責任保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）賠償責任保険金の請求書類は、次に掲げる書類とします。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑤ 損害を証明する書類

⑥ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けたものの印鑑証明書（注）

⑦ その他当会社が第102条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第79条（先取特権）

（１）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する賠償責任保険金請求権（注１）について先取特権を有します。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注２）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注３）

（３）賠償責任保険金請求権（注１）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、賠償責任保険金請求権（注１）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注１）第73条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する賠償責任保険金請求権を除きます。
（注２）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注３）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第80条（代位）

（１）第69条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第３節　弔慰費用補償条項

第81条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、その被災者（注１）の法定相続人に対して被保険者（注２）が支払った費用を、この節および第４章基本条項の規定に従い弔慰費用保険金として支払います。

① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（注３）によって被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

② 疾病（注４）によって死亡し、その死亡が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合
ア．責任期間中に死亡した場合
イ．次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
（ア）責任期間中に発病（注５）した疾病
（イ）責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限ります。

ウ．責任期間中に感染した別表３に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

（２）（１）①の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注６）を含みます。

（３）（１）②の規定にかかわらず、当会社は、次に掲げる疾病による死亡に対しては、弔慰費用保険金を支払いません。

①　妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

②　歯科疾病

（注１）（１）①または②のいずれかに該当した旅行参加者をいいます。この節において以下同様とします。

（注２）保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。

（注３）この節において以下「事故」といいます。

（注４）妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節において以下同様とします。

（注５）医師の診断による発病をいいます。この節において以下同様とします。

（注６）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第82条（費用の範囲および当会社の責任限度額）

前条の費用とは、被保険者が支払った弔慰金をいいます。ただし、被災者１名につき保険証券に記載された弔慰費用保険金額をもって限度とします。

第83条（弔慰費用保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被災者が第81条（保険金を支払う場合）（１）①または②に該当したことにより被保険者が支払った費用に対しては、弔慰費用保険金を支払いません。

①　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

②　被災者の故意または重大な過失。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。

③　被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。

④　被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車等を運転している間

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の

事変または暴動（注２）

⑥　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦　⑤および⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧　⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）運転する地における法令によるものをいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。

第84条（弔慰費用保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって被災者が第81条（保険金を支払う場合）（１）①および②に掲げる場合に該当したことにより被保険者が支払った費用に対しても、弔慰費用保険金を支払いません。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第85条（事故の通知）

（１）被災者に第81条（保険金を支払う場合）（１）①および②のいずれかの事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、同条（１）①または②に掲げる事由が生じた日からその日を含めて30日以内に次の事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

①　第81条（１）①の場合は、事故発生の状況および死亡に至る経過

②　第81条（１）②の場合は、疾病の発病の状況および死亡に至る経過

（２）保険契約者または被保険者は、（１）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（３）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（１）または（２）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弔慰費用保険金を支払います。

第86条（弔慰費用保険金の請求）

（１）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が弔慰費用保険金の支払を請求する場合は、次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 公の機関（注）の事故証明書
⑤ 死亡診断書または死体検案書
⑥ 弔慰費用保険金の支払を請求する第82条（費用の範囲および当会社の責任限度額）の費用について、その費用の支出明細書および支出を証明する書類

（注）やむを得ない場合には、第三者とします。

第87条（代位）

当会社が弔慰費用保険金を支払うべき第82条（費用の範囲および当会社の責任限度額）の費用について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合でも、その損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第４章　基本条項

第88条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午前０時に始まり、末日の午後12時に終わります。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）（１）の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に生じたまたは発病した次に掲げる傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用に対しては、保険金（注１）を支払いません。

① 第２条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の事故による傷害
② 第18条（保険金を支払う場合）（１）の疾病死亡
③ 第25条（保険金を支払う場合）（１）の疾病
④ 第35条（保険金を支払う場合）（１）の事故による損害
⑤ 第47条（保険金を支払う場合）（１）①から③までの事由により発生した費用
⑥ 第58条（保険金を支払う場合）（１）①から③までの事由により発生した費用
⑦ 第69条（保険金を支払う場合）の事故による損害
⑧ 第81条（保険金を支払う場合）（１）①または②の事由により発生した費用

（４）（１）の規定にかかわらず、旅行参加者が保険期間の末日の午後12時までにその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は自動的に３日間を限度として延長されるものとします。

① 旅行参加者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注２）の遅延また

は欠航・運休

② 交通機関の搭乗予約受付業務の不備による旅行参加者の搭乗不能

③ 旅行参加者が責任期間中に被った傷害により責任期間中に治療を受けたこと。

④ 旅行参加者が責任期間中に発病（注3）した疾病（注4）により責任期間中に治療を受けたこと。

⑤ 旅行参加者の死亡

（5）（4）の場合のほか、旅行参加者が保険期間の末日の午後12時までにその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から旅行参加者が正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

① 旅行参加者が乗客として搭乗している交通機関または旅行参加者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 旅行参加者が誘拐されたこと。

（注１）第２章旅行参加者補償条項各節および第３章学校補償条項各節の保険金をいいます。以下同様とします。
（注２）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。以下同様とします。
（注３）医師の診断による発病をいいます。以下同様とします。
（注４）妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。以下同様とします。

第89条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用が生じる前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過

した場合または保険契約締結の時から５年を経過した場合

（４）（２）の規定による解除が傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用が生じた後になされた場合であっても、第96条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用については適用しません。

> （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第90条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。ただし、第２章旅行参加者補償条項においては、その被保険者部分を無効とします。

第91条（保険契約の失効）

第２章旅行参加者補償条項において、保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、保険契約のその被保険者にかかる部分は効力を失います。

第92条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第93条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第94条（重大事由による解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注１）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④　他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤　①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

①　被保険者が、（１）③アからオまでのいずれかに該当すること。

②　被保険者に生じた傷害、疾病死亡または疾病に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③　救援者費用保険金を受け取るべき者が、（１）③アからオまでのいずれかに該当すること。

（３）（１）または（２）の規定による解除が傷害（注3）、疾病死亡（注4）、疾病（注5）、損害または費用の生じた後になされた場合であっても、第96条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から⑤までの事由または（２）①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注3）、疾病死亡（注4）、疾病（注5）、損害または費用に対しては、当会社は、保険金（注6）を支払いません。この場合において、既に保険金（注6）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者等（注7）が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、次の損害または費用については適用しません。

①　第２章旅行参加者補償条項第４節個人賠償責任補償条項または第３章学校補償条項第２節賠償責任補償条項に基づき保険金を支払うべき損害（注8）

②　第２章第５節救援者費用等補償条項に基づき保険金を支払うべき費用のうち、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注7）が負担した費用

③　第３章第１節学校緊急対応費用補償条項または同章第３節弔慰費用補償条項に基づき保険金を支払うべき費用のうち、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に発生した費用

（**注１**）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（**注２**）被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が該当する場合に

は、その被保険者またはその救援者費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

（注３）（２）①の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注４）（２）①の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた疾病死亡をいいます。

（注５）（２）①の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が発病した疾病をいいます。

（注６）（２）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

（注７）保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者をいいます。

（注８）第39条（支払保険金の範囲）および第73条（支払保険金の範囲）に規定する費用のうち、（１）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第95条（被保険者による保険契約の解除請求）

（１）被保険者（注１）が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注２）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注２）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（１）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条（１）④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注２）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注２）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（２）保険契約者は、（１）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（１）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注２）を解除しなければなりません。

（３）（１）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注２）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（４）（３）の規定によりこの保険契約（注２）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、

保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（５）（１）の規定にかかわらず、被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注２）のうち治療費用保険金部分を解除することを求めることができます。

（６）保険契約者は、被保険者から（５）に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注２）のうち治療費用保険金部分を解除しなければなりません。

（注１）第２章旅行参加者補償条項の被保険者に限ります。この条において以下同様とします。
（注２）その被保険者に係る部分に限ります。

第96条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第97条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

（１）第89条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（２）当会社は、保険契約者が（１）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（１）の規定により追加保険料を請求する場合において、（２）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）（１）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（５）（４）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第98条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（１）第90条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

（２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第99条（保険料の返還－取消しの場合）

第92条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第100条（保険料の返還－解除の場合）

（１）第89条（告知義務）（２）、第94条（重大事由による解除）（１）または第97条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）（２）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（２）第93条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（３）第94条（重大事由による解除）（２）の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（４）第95条（被保険者による保険契約の解除請求）（２）および（６）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（５）第95条（被保険者による保険契約の解除請求）（３）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第101条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、各補償条項に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、各補償条項に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を

請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族

（４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（５）当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）法律上の配偶者に限ります。

第102条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日

② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療

機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日

④　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査　60日

⑤　（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注４）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（**注１**）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。
（**注２**）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（**注３**）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（**注４**）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第103条（支払通貨および為替交換比率）

（１）当会社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨（注）をもって行うものとします。

（２）（１）の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨（注）に換算します。

①　保険証券において保険金額等を表示している通貨と支払通貨（注）が異なる場合

②　被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨（注）が異なる場合

（**注**）保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第104条（時効）

保険金請求権は、第101条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第105条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第106条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第１級	（１）　両眼が失明したもの （２）　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの （３）　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （４）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （５）　両上肢をひじ関節以上で失ったもの （６）　両上肢の用を全廃したもの （７）　両下肢をひざ関節以上で失ったもの （８）　両下肢の用を全廃したもの	100％
第２級	（１）　１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの （２）　両眼の矯正視力が0.02以下になったもの （３）　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （４）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （５）　両上肢を手関節以上で失ったもの （６）　両下肢を足関節以上で失ったもの	89％
第３級	（１）　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの （２）　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの （３）　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （４）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （５）　両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78％
第４級	（１）　両眼の矯正視力が0.06以下になったもの （２）　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの （３）　両耳の聴力を全く失ったもの （４）　１上肢をひじ関節以上で失ったもの （５）　１下肢をひざ関節以上で失ったもの （６）　両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃した	69％

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	ものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （７） 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第５級	（１） １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの （２） 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （３） 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （４） １上肢を手関節以上で失ったもの （５） １下肢を足関節以上で失ったもの （６） １上肢の用を全廃したもの （７） １下肢の用を全廃したもの （８） 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第６級	（１） 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの （２） 咀(そ)しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの （３） 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （４） １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （５） 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの （６） １上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （７） １下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （８） １手の５の手指または母指を含み４の手指を失ったもの	50%
第７級	（１） １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの （２） 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （３） １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （４） 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （５） 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務	42%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	に服することができないもの （６） １手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指を失ったもの （７） １手の５の手指または母指を含み４の手指の用を廃したもの （８） １足をリスフラン関節以上で失ったもの （９） １上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) １下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	
第８級	（１） １眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの （２） 脊柱に運動障害を残すもの （３） １手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指を失ったもの （４） １手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指の用を廃したもの （５） １下肢を５cm以上短縮したもの （６） １上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （７） １下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （８） １上肢に偽関節を残すもの （９） １下肢に偽関節を残すもの (10) １足の足指の全部を失ったもの	34％
第９級	（１） 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの （２） １眼の矯正視力が0.06以下になったもの （３） 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （４） 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （５） 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （６） 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの （７） 両耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	26％

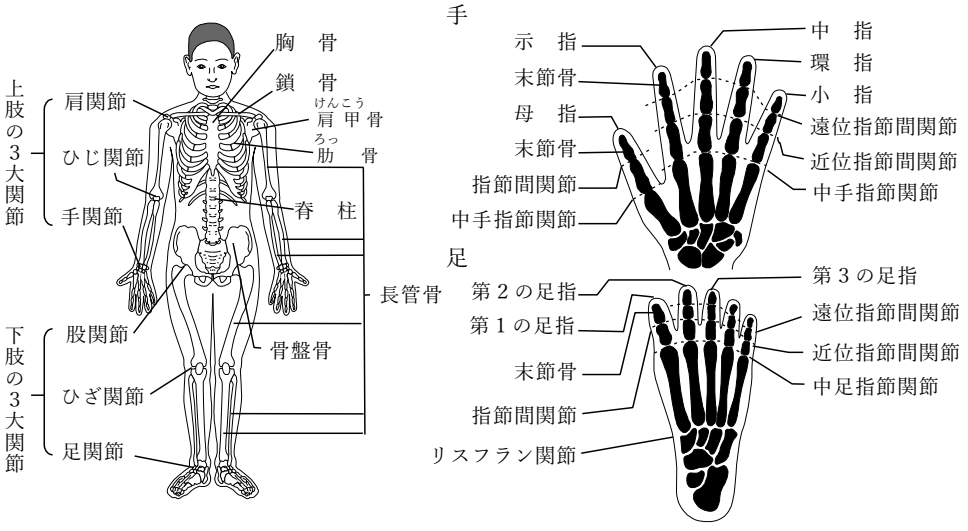
等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(8)　1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)　1耳の聴力を全く失ったもの (10)　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)　1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)　1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)　1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)　1足の足指の全部の用を廃したもの (16)　外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)　生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1)　1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)　正面視で複視を残すもの (3)　咀(そ)しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)　14歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (5)　両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)　1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)　1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)　1下肢を3cm以上短縮したもの (9)　1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10)　1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)　1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1)　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)　1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)　10歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (5)　両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが	15%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	できない程度になったもの （６） １耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （７） 脊柱に変形を残すもの （８） １手の示指、中指または環指を失ったもの （９） １足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	（１） １眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （２） １眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （３） ７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （４） １耳の耳殻の大部分を欠損したもの （５） 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの （６） １上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （７） １下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （８） 長管骨に変形を残すもの （９） １手の小指を失ったもの (10) １手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) １足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの (12) １足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10％
第13級	（１） １眼の矯正視力が0.6以下になったもの （２） １眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （３） 正面視以外で複視を残すもの （４） 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの （５） ５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （６） 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの （７） １手の小指の用を廃したもの （８） １手の母指の指骨の一部を失ったもの	７％

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(9)　1下肢を1cm以上短縮したもの (10)　1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)　1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1)　1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)　3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3)　1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)　1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)　1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)　1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9)　局部に神経症状を残すもの	4％

注1　上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2　関節等の説明図



別表２　第10条（保険金の削減）、第53条（救援者費用保険金の削減）および第64条（学校緊急対応費用保険金の削減）に定める運動等

山岳登はん（注１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注２）操縦（注３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが５ｍ以下であるボルダリングを除きます。
（注２）グライダーおよび飛行船を除きます。
（注３）職務として操縦する場合を除きます。
（注４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表３　第18条（保険金を支払う場合）（１）③、第25条（保険金を支払う場合）（１）②および第81条（保険金を支払う場合）（１）②ウ．の感染症

コレラ、ペスト、天然痘、発疹（しん）チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱

共同保険に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第２条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第３条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返戻
③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除もしくは取消し
④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第４条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第５条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

傷害補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第２章旅行参加者補償条項第１節傷害補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

海外疾病死亡危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第２章旅行参加者補償条項第２節海外疾病死亡危険補償条項の規定により支払われる疾病死亡保険金を支払いません。

海外疾病治療費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第２章旅行参加者補償条項第３節海外疾病治療費用補償条項の規定により支払われる疾病治療費用保険金を支払いません。

個人賠償責任補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第２章旅行参加者補償条項第４節個人賠償責任補償条項の規定により支払われる個人賠償責任保険金を支払いません。

救援者費用等補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第２章旅行参加者補償条項第５節救援者費用等補償条項の規定により支払われる救援者費用保険金を支払いません。

学校緊急対応費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第３章学校補償条項第１節学校緊急対応費用補償条項により支払われる学校緊急対応費用保険金を支払いません。

賠償責任補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第３章学校補償条項第２節賠償責任補償条項により支払われる賠償責任保険金を支払いません。

弔慰費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第３章学校補償条項第３節弔慰費用補償条項により支払われる弔慰費用保険金を支払いません。

海外旅行における支払責任の拡大に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
交通機関	航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

第２条（治療費用の範囲の変更）

当会社は、普通保険約款第９条（治療費用保険金の支払）に規定する治療費用保険金または第25条（保険金を支払う場合）に規定する疾病治療費用保険金が支払われる場合には、この保険契約の保険金請求のために必要な医師の診断書の費用を普通保険約款第９条（治療費用保険金の支払）（１）①または第27条（疾病治療費用保険金の支払）（１）①の費用に含めます。

第３条（海外疾病死亡危険補償条項の保険金を支払う場合の変更）

当会社は、海外疾病死亡危険補償対象外特約が付帯されていない場合には、普通保険約款第２章旅行参加者補償条項第２節海外疾病死亡危険補償条項を次のとおり読み替えて適用します。

① 第18条（保険金を支払う場合）（１）②の規定中「48時間を経過するまでに」とあるのは「72時間を経過するまでに」、同条（１）②イの規定中「48時間以内に」とあるのは「72時間以内に」

② 第22条（疾病死亡保険金の請求）（３）の規定中「48時間以内に」とあるのは「72時間以内に」、「48時間を経過するまでに」とあるのは「72時間を経過するまでに」

第４条（海外疾病治療費用補償条項の保険金を支払う場合の変更）

当会社は、海外疾病治療費用補償対象外特約が付帯されていない場合には、普通保険約款第２章旅行参加者補償条項第３節海外疾病治療費用補償条項を次のとおり読み替えて適用します。

① 第25条（保険金を支払う場合）（１）①の規定中「48時間を経過するまでに」とあるのは「72時間を経過するまでに」、同条（１）①イの規定中「48時間以内に」とあるのは「72時間以内に」、同条（１）②の規定中「14日を」とあるのは「30日を」

② 第31条（疾病治療費用保険金の請求）（２）①の規定中「48時間以内に」とあるのは「72時間以内に」、「48時間を経過するまでに」とあるのは「72時間を経過するまでに」

第５条（保険金を支払わない場合の変更）

当会社は、海外旅行の場合において、この特約により、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、暴動(注)によって生じた傷害、疾病死亡、疾病、損害

または費用等に対しても保険金を支払います。

（注）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第６条（自動延長規定の変更）

この特約については、普通保険約款第88条（保険責任の始期および終期）（４）を次のとおり読み替えて適用します。

「（４）（１）の規定にかかわらず、旅行参加者が保険期間の末日の午後12時までにその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は自動的に３日間を限度として延長されるものとします。

① 旅行参加者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(注2)の遅延または欠航・運休

② 交通機関の搭乗予約受付業務の不備による旅行参加者の搭乗不能

③ 旅行参加者が責任期間中に被った傷害により責任期間中に治療を受けたこと。

④ 旅行参加者が責任期間中に発病(注3)した疾病(注4)により責任期間中に治療を受けたこと。

⑤ 旅行参加者の死亡

⑥ 旅行参加者の旅券の盗難または紛失。ただし、旅行参加者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。 」

第７条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

感染症追加補償特約

当会社は、この特約により、普通保険約款別表３に掲げる感染症に以下のものを追加します。

重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

前払式支払手段による保険料支払に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
指定前払式支払手段	当会社の指定する前払式支払手段をいいます。
商品券等	前払式支払手段のうちプリペイドカード以外のもので、代価の弁済に充てることができる金額が証票に記載され、発行者等（注）に交付して使用するものをいいます。 （注）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
他の特約	普通保険約款に付帯されている他の特約をいいます。
プリペイドカード	前払式支払手段のうち、代価の弁済に充てることができる金額が証票に電磁的方法（注１）により記録され、その発行者等（注２）に提示して使用するものをいいます。 （注１）電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。 （注２）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
前払式支払手段	商品券等またはプリペイドカードをいいます。

第２条（前払式支払手段による保険料支払の承認）

当会社は、保険契約者が、この特約の付帯されている保険契約の保険料の全部または一部を、指定前払式支払手段により支払うことを承認します。

第３条（保険料領収前に生じた傷害、疾病死亡、損害もしくは費用または発病した疾病の取扱い）

（１）当会社は、次に掲げる時以降に生じた傷害、疾病死亡、損害もしくは費用または発病した疾病については、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた傷害、疾病死亡、損害もしくは費用または発病した疾病の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式支払手段を使用した場合は、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた傷害、疾病死亡、損害もしくは費用または発病した疾病の取扱いに関する規定を適用します。

① 指定前払式支払手段が商品券等の場合は、保険契約者から、券面額が指定前払式支払手段により支払う保険料相当額である指定前払式支払手段の交付を受けた時

② 指定前払式支払手段がプリペイドカードの場合は、指定前払式支払手段により支払う保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式支払手段から電磁的方法（注）

により引き落とされた時

（２）保険料の一部を指定前払式支払手段で支払う場合には、指定前払式支払手段以外で支払われるべき保険料を領収した時以降についてのみ、（１）の規定を適用します。

（**注**）電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。

第４条（追加保険料の適用除外）

普通保険約款および他の特約の規定により請求される追加保険料については、この特約の適用はありません。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

2026年10月作成